

<h1>指導資料</h1> <p>鹿児島県総合教育センター 平成31年4月発行</p>	<h2>特別支援教育 第198号</h2>	
	対象 校種	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校

学校経営に生かす特別支援教育 — 教職員の協働体制の構築に向けて —

義務教育段階の児童生徒数が漸減する中、特別な支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、各学校の特別支援教育の取組への期待が一段と高まってきている。

本稿では、管理職として自校の教職員の協働体制を構築し児童生徒への指導・支援の充実を図るため、学校経営への特別支援教育の趣旨の生かし方について提案する。

1 はじめに

共生社会の実現に向けた法整備や施策が推進される中、各学校は、共生社会の形成の基礎となるインクルーシブ教育システムの構築や、必要な合理的配慮の提供に向けて、管理職のリーダーシップの下、教職員の専門性や協働性を向上させるなど、これまで以上に児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じる体制を構築していく必要がある。

県の特別支援教育体制整備状況調査では、各学校の特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会等の設置などは整っている状況が伺える。しかし、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じる指導・支援の取組としては、依然として教職員間あるいは学校間の差がみられることから、特別支援教育の必要性に関する各学校の教職員の共通理解を進め、協働体制を確立していくことが必要である。

2 学校経営方針への位置付け

管理職の役割として、特別支援教育を学校経営上どのように位置付けて、どう取り組ん

でいくのかを教職員に明確に示していくことが必要である。そのためには、学校経営方針（グランドデザイン）や重点課題などに、「一人一人を大切にする」、「個の教育的ニーズに応じる」といった特別支援教育の趣旨を人権教育とも絡めながら明確に示すことによって、教職員の共通理解を促し、共通実践につなげることが大切である。図1に学校経営方針等への位置付けの例を紹介する。

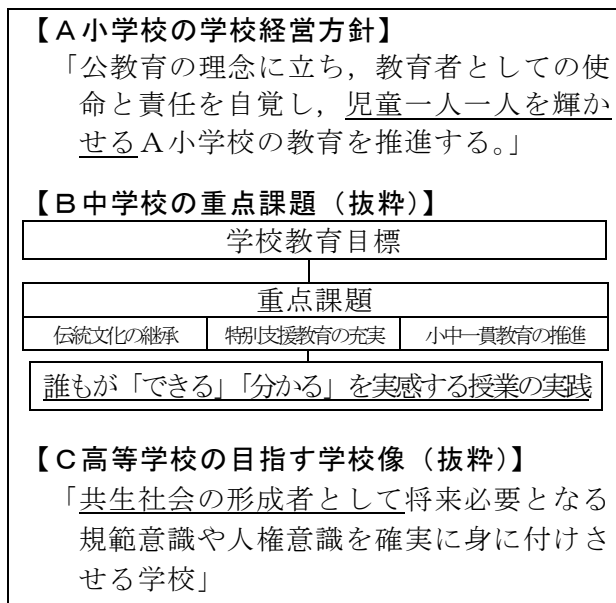


図1 学校経営方針等への位置付け例

3 校内支援体制の機能化

県内の全ての公立学校には特別支援教育に関する**校内委員会**が設置されている。学校の規模や実情により、年間の開催回数や構成メンバーなどは様々であるが、校内委員会で検討された内容が対象となる児童生徒への具体的な指導・支援につながっていないこともある。また、指導・支援を検討する際に中心的役割を果たしてきた特別支援教育コーディネーター等が異動になると、連絡調整が滞り、具体的な指導・支援につながりにくくなることも考えられる。

そこで管理職は、現在設置している校内委員会が形骸化していないか、特別支援教育コーディネーターのみに負担がかかっているかを見極め、機能化が図れるような方策を検討することが大切である。

具体的には、校内委員会の年間計画を見直

すとともに、全体会のみでなく構成メンバーを精選した小委員会を設定するなどして、関係者がすぐに情報を共有できる体制づくりが必要である(表1)。また、特別支援教育コーディネーターの複数指名による役割分担等を行い、特別支援教育の中核となる教職員が異動しても体制が維持できるような工夫も必要である。

実際の指導・支援に当たっては、担任や教科担当だけではなく、校内の他の教職員や、特別支援教育支援員、学校支援ボランティア等の活用も考えられるが、1単位時間丸ごと補助に入ると負担感が大きくなる。関わりが必要な場面は授業の導入部分のみなのか、まとめの時間なのかなどを検討・精選して、できるだけ負担感を少なくすることにより、継続した指導・支援につながるように配慮することが大切である(図2)。

表1 校内委員会等の内容・構成例

校内委員会等の内容	構成メンバー
【職員会議】 (月1回開催) ※ 拡大校内委員会としての位置付け <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間計画, 役割分担の確認 ・ 共通実践事項, 共通環境設営の確認 ・ 特別な支援が必要な児童生徒の確認 ・ 個別の指導計画, 教育支援計画の作成・管理方法の共通理解 ・ 各学期のまとめ(評価), 情報共有と引継ぎ ・ 校内委員会の報告・内容確認 	全教職員
【校内委員会】 (月1回開催) <ul style="list-style-type: none"> ・ 全児童生徒の実態把握の計画・立案 ・ 対象児童生徒への合理的配慮の内容・方法・場の検討・評価 ・ 個別の指導計画, 教育支援計画, 移行支援シートなどの内容確認 ・ 特別支援教育に関する校内研修や事例研究会の企画・準備 ・ 特別支援教育に関するPTA研修の企画・準備 ・ 巡回相談, 保育所等訪問支援の要請検討 ・ 小委員会の報告, 内容確認 	校長 教頭 特別支援教育コーディネーター(支援担当, 調整担当, 各学年担当) 養護教諭 (必要に応じて担任)
【小委員会】 (必要に応じて随時) <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の事例に関する協議 ・ 本人・保護者からの相談・要望等の共有 ・ 巡回相談, 保育所等訪問支援の結果の共有 ・ 転入予定児童生徒の情報共有 ・ 職員会議, 校内委員会の進め方等の確認 	校長又は教頭 特別支援教育コーディネーター(担当のみ) 養護教諭 (必要に応じて担任, 支援員, 保護者, 関係機関)

時	○月○日	○月○日
1	3年2組 数学	2年1組 理科
	導入 D教諭	導入 F教諭
	1年3組 社会	実験 G教諭
	終末 E教諭	
2	1年1組 美術	1年1組 体育
	全部 支援員	全部 支援員

図2 支援計画の例

4 教職員の専門性の向上

各学校では年間の研修計画に基づいて校内研修を実施しており、回数の差こそあれ特別支援教育に関する研修も位置付けられている。また、特別支援教育に関する校外の研修に参加する教職員もいる。しかし、限られた時間の研修では、障害等に対する理解や具体的な指導・支援のノウハウを身に付けることは難しく、全教職員での知識の共有化も図りにくいと考えられる。特別支援教育に特化した校内研究テーマを設定することにより、日常的な情報共有が図りやすくなるが、多くの教育課題がある中で、特別支援教育のみを取り上げることは簡単ではない。

そこで、他の教科・領域に係る研修であっても、研究内容の一つとして、特別支援教育の趣旨を取り入れることが考えられる。具体的には、国語に関する全体研究テーマの下、研究内容として、指導の個別化を図ったり、ユニバーサルデザインの授業を取り扱ったりするなど、特別支援教育を意識した内容を盛り込むようにする。

また、各教科等の新学習指導要領解説には、「指導計画の作成と内容の取扱い」において、「障害のある児童（生徒）などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」として、インクルーシブ教育システムの構築を目指すことや、具体的な配慮の例が示されている。教科等の研究を深

める中で、こうした配慮についても、担当教科を超えて身に付けさせたい。

表2に研究テーマ・内容の例を示す。

表2 研究テーマ・内容例

教科領域	研究テーマ・内容例
特別支援教育	<p>【H小学校】</p> <p>○テーマ すべての子供が参加し、「分かる・できる」喜びを実感できる授業づくり ～ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫～</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目指す授業像の明確化 ・ 授業、人的環境、教室環境の三つの柱から具体策を検討
道徳	<p>【I中学校】</p> <p>○テーマ 「特別の教科 道徳」の授業の在り方 ～自ら考え、学び合う授業を目指して～</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入、発問、板書、話し合い活動の工夫 ・ ICT活用による個に応じた支援の推進 ・ ユニバーサルデザインを意識した授業の工夫 ・ 学習形態（机配置、ペア、グループ）の工夫

5 保護者や地域への理解啓発の促進

学校便りやPTAなどでの講演会、地域の協議会などで、特別支援教育の取組やコーディネーターを紹介するなどして、保護者・地域の理解を得るように努めることが大切である。特に、新入学の児童生徒やその保護者にとっては、入学後の学校生活に不安を抱えている場合が少なくない。入学前の説明会等において、相談窓口としての特別支援教育コーディネーターを明確に示すことで、不安を軽減し安心した学校生活を送ることにつながると思われる。その際、学校の方針として、特別支援教育の対象児童生徒だけでなく、一人一人の児童生徒を大切にしているという方針を示し、他の保護者の理解を求めていくことも必要である。表3に、学校便りの作成のポイントと例を示す。

表3 特別支援教育に関する学校便りのポイントと作成例

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校経営方針，目指す学校像・児童生徒像等を踏まえること。 ・ 特別な支援が必要な児童生徒だけではなく，全ての児童生徒を大切にしていることを盛り込むこと。 ・ 相談窓口としての特別支援教育コーディネーター等を明確に示すこと。
作成例	<p>○月 J 小学校便り</p> <p style="text-align: center;">一人一人の特性に応じた支援を行います！</p> <p>本校の子供たちは，それぞれに得意なこと，苦手なことがあり，多様な個性をもち合わせています。<u>本校ではそうした個性を尊重し，「児童一人一人を輝かせる」を学校経営方針に据えて，全職員で児童一人一人を大切にする教育を推進しています。</u></p> <p>中には，集中力が続かない，計算をするのに時間がかかる，うまく文が書けない，じっとしてられないなど，学習面に困難さがみられる子供がいます。生活面でも，ルールが守れなかったり，友達とうまく関われなかったりして，「わがまま」，「乱暴」などと言われ，先生や保護者から注意を受けることが多い子供もいます。このような場合，その子供に合った学習方法や配慮，指導内容や指導の場を工夫することで，学びやすさや行動面の改善につなげることができます。</p> <p>一人一人の学び方や行動特性などに合わせて支援を行うのが「特別支援教育」です。本校には特別支援学級「おぞら学級」がありますが，特別支援教育は特別支援学級だけではなく，<u>全ての子供たちを対象に，必要な支援を行っていく</u>ものです。特別支援教育を進めることにより，学習したことが身に付き，学力も向上し，学校生活も充実したものになると思います。</p> <p>もし，学習のことや学校生活について御心配なことがありましたら，<u>担任，特別支援教育コーディネーター（〇〇教諭，教頭）</u>まで，遠慮なく相談してください。</p> <p>今後とも本校教育活動の推進のため，特別支援教育に対する御理解と御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">（J 小学校の学校便りから）</p>

6 おわりに

学校における働き方改革が進められている中，多様化する児童生徒や度重なる保護者からの要求への対応，同僚からの相談に乗る教職員集団の余裕のなさなど，早急に解決したい課題も多い。

特別支援教育を校内に定着させることにより，児童生徒一人一人を大切にする校風が醸成される。教職員が多様な児童生徒への対応のノウハウを共有し，協働体制で臨むことにより，学校の総合的な教育力が向上し，学力向上や生徒指導の充実も図られる。その結

果として保護者や地域からの信頼が得られれば，学校・担任への苦情や要求の減少が図られ，業務改善にもつながることが考えられる。信頼される学校づくりを進めるためにも，是非，特別支援教育を学校経営の核として積極的に取り入れてほしい。

－引用・参考文献－

- 文部科学省『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』平成 29 年
- 県総合教育センター移動講座『管理職のための特別支援教育講座 研究協議資料』平成 30 年
(特別支援教育研修課 芝原 一郎)